

## 令和3年度一般財団法人長崎市野母崎振興公社事業報告書

一般財団法人長崎市野母崎振興公社（以下、「公社」という。）は、定款に定める目的を達成するため、令和3年度において次の事業を実施した。

- ・一般会計事業（事務局業務）
- ・野母崎総合運動公園管理事業（長崎市からの指定管理業務）
- ・長崎市軍艦島資料館管理運営事業（長崎市からの指定管理業務）
- ・一般廃棄物収集運搬事業（長崎市からの受託業務）

このうち、新型コロナウイルスの影響を大きく受けた「長崎市軍艦島資料館管理運営事業」及び「野母崎総合運動公園管理事業」は、利用者数がコロナ禍以前の状況に回復することもないまま、長崎のもぎき恐竜パークのオープンに伴い新たな指定管理者の管理運営となり、当公社としての指定管理業務は令和3年10月28日をもって終了した。

なお、この2事業に従事していた職員は、就業を希望する全員が新たな指定管理者（長崎のもぎき恐竜パーク）の職員として、引き続き業務に従事しているところである。

一方、「一般廃棄物収集運搬事業」はこれまで同様に堅調な運営が行われており、また利用者数は減少したものの「長崎市軍艦島資料館管理運営事業」及び「野母崎総合運動公園管理事業」も予算内において事業を完了することができた。

結果、公社全体としては3,875,682円の当期剰余金を計上し、期末剰余金残高は1,090,812円、令和3年度末純資産は10,418,686円となっている。

### 【一般財団法人長崎市野母崎振興公社定款 抜粋】

（目的）

第3条 この法人は、長崎市からの委託を受けて、一般廃棄物の収集・運搬・処理を行うとともに、観光施設、福祉施設等の管理運営を行うことにより、長崎市の観光資源の開発促進並びに地域住民及び勤労者の福祉の増進を図り、もって長崎市政の発展に寄与することを目的とする。

## 1 一般会計事業報告書

### (1) 事業内容

公社の事務局として、評議員会や理事会の開催、職員の勤怠管理及び予算決算事務等、公社全般の運営業務を、公社内の他会計から拠出される事務費により行っている。

#### ア 評議員会・理事会の開催状況

| 協議内容   | 開催日     |         |
|--|---------|---------|
|  | 評議員会    | 理事会     |
| ・令和2年度事業報告及び決算について(書面表決)                         | R3.5.28 | R3.5.13 |
| ・令和4年度事業計画及び予算について(書面表決)<br>・主たる事務所の移転について(書面表決) | R4.1.20 | R4.1.20 |
| ・理事及び監事の解任・選任について(書面表決)                          | R4.3.31 | R4.3.31 |

#### イ 事務局体制（令和4年3月31日現在職員数）

- ・事務局長 1人（理事長兼務）
- ・嘱託職員 1人

### (2) 収支状況

|    |              |                    |
|----|--------------|--------------------|
| 収入 | 10,036,428 円 | （前年度 15,361,177 円） |
| 支出 | 6,089,746 円  | （前年度 13,137,342 円） |
| 収支 | 3,946,682 円  | （前年度 2,223,835 円）  |

収入においては他会計からの繰入額が前年度に比し 2,657,656 円減少したが、支出において事務局職員の 1 名減により給料手当及び福利厚生費に 3,012,355 円、また会計数の減少に伴い会計業務手数料を引き下げるなどの手数料の見直しにより 899,475 円減少するなど、支出削減に努めた結果、経常収支において 3,946,682 円の黒字決算となった。

## 2 野母崎総合運動公園会計事業報告書

### (1) 事業内容

長崎市から指定管理者として指定を受け、水仙公園やテニスコート等の維持管理及び受付業務等を実施した。(指定管理期間：令和3年4月1日～令和3年10月28日)

#### ア 管理施設の概要

- ・テニスコート 2,000 m<sup>2</sup> (2面)
- ・水仙公園 62,000 m<sup>2</sup>

#### イ 利用者数

(単位：人)

| 施設別    | H29    | H30    | R1     | R2              | R3     |
|--------|--------|--------|--------|-----------------|--------|
| グラウンド  | 975    | 1,371  | 1,091  |                 |        |
| プール    | 3,025  | 3,662  |        |                 |        |
| テニスコート | 1,676  | 1,435  | 1,501  | 1,556 (786)     | 620    |
| 水仙公園   | 52,495 | 64,445 | 53,890 | 35,369 (14,755) | 17,860 |
| 計      | 58,171 | 70,913 | 56,482 | 36,925 (15,541) | 18,480 |

※ R3年度は4月1日から10月28日までの累計数

※ R2年度の( )書きは、10月までの累計数

※ テニスコートの供用中止 (R3.4.28～6.6)

### (2) 経常収支状況

|    |              |                    |
|----|--------------|--------------------|
| 収入 | 13,215,780 円 | (前年度 21,186,613 円) |
| 支出 | 13,215,780 円 | (前年度 21,186,613 円) |
| 収支 | 0 円          | (前年度 0 円)          |

コロナウイルス感染症拡大防止のため4月28日から6月6日までテニスコートの利用を中止したものの、公園の整備完了に伴い水仙公園の利用者数が増加したことから、10月までの累計数においては、令和2年度同期と比べ2,939人の増加となった。

事業としては一般会計へ1,186,186円を繰り出すなど堅調な運営をもって、指定管理業務を終了した。

### 3 長崎市軍艦島資料館会計事業報告書

#### (1) 事業内容

入館受付や入館者への説明、施設の清掃等の管理運営業務。

(指定管理期間：令和3年4月1日～令和3年10月28日)

#### ア 施設概要

・開館時間 9:00～17:00

・入館料 一般 200円 団体 160円(15名以上)

小・中学生 100円 団体 80円(15名以上)

#### イ 利用者数

(単位：人)

|    | H29    | H30    | R1     | R2    |         | R3    |
|----|--------|--------|--------|-------|---------|-------|
| 有料 | 14,885 | 14,876 | 13,655 | 2,433 | (1,909) | 1,834 |
| 無料 | 1,190  | 891    | 839    | 543   | (441)   | 202   |
| 計  | 16,075 | 15,767 | 14,494 | 2,976 | (2,350) | 2,036 |

※ R3年度は4月1日から10月28日までの累計数

※ R2年度の( )書きは、10月までの累計数

※ 休館 (R3.4.28～6.7、6.7～7.21、8.10～8.23)

#### (2) 経常収支状況

収入 3,178,751円 (前年度 3,906,598円)

支出 3,178,751円 (前年度 3,906,598円)

収支 0円 (前年度 0円)

コロナウイルス感染症拡大防止対策や施設改修のため3度にわたり休館したことなどにより、利用者数がコロナ禍以前の水準に戻ることはなかった。

収支においては、入館料収入349,700円及び長崎市からの指定管理委託料2,829,051円により、運営に係る事業費2,488,474円を賄い、残額690,277円を一般会計への事務費として繰り出した。

なお、一般会計より借り入れていた1,328,306円については、内部取引消去により処理を行った。

#### 4 一般廃棄物収集運搬会計事業報告書

##### (1) 事業内容

一般廃棄物収集運搬事業については、長崎市からの委託を受け、野母崎地区内の一般廃棄物の収集運搬の他、独居老人世帯に声かけを行うことで安否を確認するとともに、国道沿線の環境美化作業にも取り組んでいる。

##### ア 廃棄物の搬入量

(単位：トン)

| 区分   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 可燃ごみ | 1,081 | 1,059 | 1,080 | 1,061 | 1,015 |
| 資源ごみ | 71    | 69    | 67    | 69    | 64    |
| 不燃ごみ | 64    | 64    | 61    | 90    | 67    |
| その他  | 121   | 127   | 128   | 120   | 111   |
| 計    | 1,337 | 1,319 | 1,336 | 1,340 | 1,257 |

##### イ 収集体制 (R4年3月31日現在職員数)

- ・職員数 6人
- ・パッカー車3台、2トンダンプ1台、軽ダンプ2台

##### (2) 経常収支状況

|    |             |                   |
|----|-------------|-------------------|
| 収入 | 49,248,100円 | (前年度 48,469,300円) |
| 支出 | 49,248,100円 | (前年度 48,469,300円) |
| 収支 | 0円          | (前年度 0円)          |

収入額 49,248,100円は長崎市からの委託料である。同額となった支出額の内訳は人件費が26,526,122円、車両維持費・消耗品費等が15,141,123円、一般会計への繰出金が7,580,855円であり、堅調な運営状況となっている。

「参照」

## 地方自治法

第 221 条第 3 項 前 2 項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

第 243 条の 3 第 2 項 普通地方公共団体の長は、第 221 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

## 地方自治法施行令

第 152 条 地方自治法第 221 条第 3 項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- (1) 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人
- (2) 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

第 173 条第 1 項 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。